

過誤の概要

1 要点

- ・過誤とは、既に審査決定済みの請求(=既に通った請求)に誤りがあったときに、その請求を取り下げること。
- ・事業所は、過誤申立書を提出することで、正しい内容で再請求できるようになる。
- ・過誤は、請求明細書単位で行うため、「加算だけ」「日数だけ」など一部だけの取り下げはできない。
- ・過誤処理月(=国保連で過誤処理される月)の翌月の支払額から、取り下げ金額が相殺される。
- ・取り下げ金額 > 翌月の支払額だと、差し引きマイナスになり、事業所から国保連への現金支払が発生する。

2 過誤の種類と違い

- ・「通常過誤」と「同月過誤」の2種類がある。
- ・このうち「同月」は例外的取り扱いのため、希望する場合は、必ず当係に事前相談すること。
→想定される事由 (1)指導監査等で返還が発生した (2)たくさんの過誤が判明した など

過誤の種類と違い

	通常	同月【例外】
再請求	過誤処理月の翌月以降	過誤処理月と同じ月
メリット	過誤申立書の提出と再請求を別々の月にできるため、時間に余裕をもって準備できる。	取り下げと再請求を同じ月にできるため、差額分(誤額-正額)だけ相殺できる。
提出媒体	紙	電子媒体か紙
提出期限 (※1)	過誤処理月の当月15日(前月審査決定分は7日)正午以降到着分は翌月処理になる	過誤処理月の前月10日正午
提出方法	郵送か直接持参(※2)(新型コロナ対策のため極力郵送で提出してください)	
提出先	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1 ・介護(予防)給付費は 新潟市福祉部介護保険課介護給付係 ・総合事業費は 新潟市福祉部地域包括ケア推進課	
事前相談	不要	要
注意事項	国保連に別途「同月過誤確認書」(※3)提出必要	

※1 休日の場合は前開庁日まで。※2 区役所へ直接持参でも差し支えないが、当課到着まで2日程度かかる。この場合に当課到着が提出期限以降になった場合でも翌月処理になるので留意すること。※3 新潟県国保連協会ホームページに様式が掲載されている。

3 過誤申立書の提出と支払額の考え方

- ・「通常」と「同月」では処理の時期が異なる。特にどの時期にいくら相殺されるのか確認が必要になる。
- ・下表は、n月に過誤処理する場合の流れを例示したもの。

通常過誤

	~n月15日	n+1月	n+2月
事業所	過誤申立書の提出	再請求	
支払額		(n月審査決定分)- <u>取り下げ金額</u>	(n+1月審査決定分)+ <u>再請求額</u>

同月過誤

	~n-1月10日	n月	n+1月
事業所	過誤申立書の提出	再請求	
支払額			(n月審査決定分)- <u>取り下げ金額</u> + <u>再請求額</u>

4 対象可否

・過誤申立は既に審査決定済みの請求に対してのみ可能。よって以下は過誤の対象外になる。

過誤申立できないもの

①「返戻」になった請求

→返戻になった請求は対象外。必要に応じて再請求すれば良い。

②給付管理票

→そもそも介護報酬の対象外。作成区分を「2:修正」にして提出することで修正できる。

③まだ請求していないもの

→そもそも既に審査決定済みの請求だけが対象。請求漏れの場合は月遅れ請求すれば良い。

5 よくある質問

Q1 同月過誤を希望しているが、件数や金額の目安はあるか？

A1 具体的な目安はありません。ただし同月過誤は例外的取り扱いのため、例えば、通常過誤にすると、事業所の運営に支障をきたす恐れがある場合等が考えられます。いずれにせよ個別の事例に応じて可否が決まるため、当係に事前相談してください。

Q2 申立事由コードと識別番号が分からないがどうすれば良いか？

A2 新潟県国保連合会ホームページの『過誤申立事由コード一覧表』に記載されているので、参照してください。請求明細書にはその種類に応じて必ず様式番号と識別番号があるので、それを目印にして『一覧表』から番号を探してください。自信がない場合でも、何らかの番号は必ず入れて提出してください。

Q3 過誤申立書の「過誤前保険請求額」は何を指しているのか？

A3 取り下げたい請求明細書、つまり誤って通ってしまった請求書に記載されている保険請求額のことを指します。

Q4 提出先が介護保険課か地域包括ケア推進課か分からないがどうすれば良いか？

A4 介護(予防)給付費は介護保険課、総合事業費は地域包括ケア推進課です。別紙『サービス種類一覧表』を参照してください。

Q5 最も早くていつから過誤申立書を提出できるのか？

A5 請求を行った月の翌月からです。

例)1月＝サービス提供 → 2月＝請求及び審査決定 → 3月＝提出可能

問い合わせ

新潟市福祉部介護保険課介護給付係

電話 025-226-1273(直通)

ファクス 025-224-5531